

平成30年(行ウ)第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件  
 原告 ブルデ シルヴェストル 恵  
 被告 沖縄県

### 証拠説明書 1

平成30年8月31日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 阿波連



同 弁護士 武田昌則



同 弁護士 植松孝則



同 弁護士 古謝千尋



号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙1	自然公園法の概要	写し	一	環境省	自然公園法の目的等。
乙2	国定公園事業の内容の変更の許可申請書(抜粋)	原本	平成29年2月14日	株式会社ユーズリゾート沖縄代表取締役 雀部優	本件処分に係る許可申請の変更内容が、公園施設の規模・構造の内、総延築面積、総延床面積、階数であり、この内、前二者は規模を縮小する変更内容であること(1枚目)。また、階数に関して、最高高さ39.5mに変更はないこと(15枚目)。

乙3	国定公園事業の内容の変更の許可申請書（抜粋）	原本	平成28年 2月18日	株式会社ユーズリゾート沖縄代表取締役 雀部優	平成28年の変更許可申請の内容について。特に、この時点で既に建物の最高高さが39.5mになっていること（10枚目）。
乙4	恩納村地籍図	写し	平成30年 8月20日	恩納村役場	本事業予定地は、恩納村における土地利用区分において、リゾート用域（リゾート景観創造地区）に指定されていること。
乙5	恩納村景観むらづくり計画（抜粋）	原本	平成26年 3月	恩納村	同上。なお、3枚目（P23）は、原告提出の甲19と同じ図面であるが、被告において、同図面中の本事業対象地域に○印を付したものである。
乙6	恩納村景観むらづくり条例	写し	平成26年 3月17日	恩納村役場	条例の存在。
乙7	恩納村景観むらづくり条例施行規則（抜粋）	写し	平成26年 3月18日	恩納村役場	恩納村のリゾート景観創造地区においては、建築物の高さは40m以下とされていること（8～9頁）。 なお、17頁以下は各種様式のため割愛した。

以上